

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月二十六日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中

「	教育委員会の事務局	」
	管理仕事	

」

を

」

教育委員会の事務局	管理仕事
	専門員

」

」

事務所長

」

事務所長
運航安全管理幹

」

」

事務所の

「**初任給**」を「**昇給**」に改める。

附 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。